

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮が日本人の拉致を認めて謝罪し、その後5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したものの、いまだ政府認定の拉致被害者や拉致の可能性が排除できない多くの失踪者の消息がつかめていないのが現状である。

このような中、昨年5月に政府は北朝鮮が日本人拉致被害者の全面的な再調査を実施することで合意し、その後7月には特別調査委員会が設置されたことを受けて、実効性のある調査体制が確保されたと判断し、人的往来の規制など、北朝鮮に対する独自制裁の一部解除に踏み切った。

しかし、9月に開催された日朝政府間協議において北朝鮮は、当初「夏の終わりから秋の初め」とされていた特別調査委員会による最初の拉致被害者報告を「調査はまだ初期段階」との理由で先延ばしにした。

また、北朝鮮の求めに応じて外務省の実務者チームが訪朝し、北朝鮮の特別調査委員会と初めて顔を合わせ、二日間にわたり協議を行ったものの、拉致被害者の安否に関する情報はもとより、再調査の報告時期についてさえ回答が得られないという結果に終わったところである。

今回の訪朝は、北朝鮮の責任者に「拉致問題が最重要課題」との決意を伝えることを目的としたとのことであるが、再調査の前進につながる実質的な成果があったとはとても言えるものではなく、今更ながら北朝鮮の不誠実な対応に強く憤りを覚えるものである。

国会及び政府におかれては、長年にわたり北朝鮮の地で救いの手を待っている拉致被害者の苦しみと、拉致被害者の帰りを待つご家族の切実な想いを真摯に受け止め、拉致問題の早期解決にはもはや一刻の猶予もないことを改めて認識すべきである。

そして今後、北朝鮮との交渉においては期限を区切って回答を求め、それまでに明確な結果が示されない場合には、速やかに制裁を強化することを含め、断固たる姿勢で協議に臨むなど、拉致問題の全容解明と早期解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会